

令和6年第1回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年1月24日（水）第1回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉
14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也
17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子	19番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

10番 奈 良 茂 男

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書2ページの議案第1号の6番について、取り下げられたため削除するよう修正を依頼した。また、議案書4ページの議案第2号の7番について、取り下げられたため削除するよう修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午後17時00分、令和6年第1回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

6番 柴 田 忠 委員、 15番 安 生 芳 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買1件、代物弁済1件、賃借権設定3件の合計5件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番と2番は関連がありますので併せてご説明させていただきます。1番、2番の千渡の件は、千渡の●●さん、●●さん、この2人はご夫婦ですが、田、1590㎡と、同じく千渡の●●さんの田、1606㎡を、千渡の農業の●●さんに、賃借権設定による許可申請です。●●さんは、千渡の土地改良区を去年立ち上げた担い手の1人でございます。問題ございませんのでご承認のほどよろしくをお願いいたします。

◎関口 清委員 3番、酒野谷の件は、酒野谷の故●●さんから、酒野谷の農業、●●さんへの代物弁済です。譲渡人の●●さんについては、すべての相続人が相続放棄を行っております。そのため債権を所有している譲受人が家庭裁判所に申し立てを行い、指名を受けた相続財産清算人が裁判所に許可を得て今回の権利移動を行うこととなります。問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎早乙女八重子委員 4番、池ノ森の件は、亀和田町の●●さんから池ノ森の●●さんへの売買です。議案書では贈与になっていますが売買ですので訂正をお願いします。新規就農となっていますが、●●さんはうどん屋を営業しておりまして、お店で提供するための野菜や山菜を栽培するということです。問題はありませぬので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第1号の4番について、区分の欄を贈与から売買に修正を依頼した。

◎神長守雄委員 5番の●●さんの土地ですが、●●さんが賃借権設定で借り受けるということです。前回11月にも同じ内容での申請が●●さんからありまして、そちらも問題なく進んでおりましたので、この件も問題無いかと思われまますのでよろしく申し上げます。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から5番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。3ページをご覧ください。1番、武子における●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、申請地は周囲を畑、原野及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、板荷における●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、申請地は周囲を田及び宅地に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお申請地には、現所有者の先代が昭和33年に建築した納屋がありますが、令和6年1月から2月の間に取り壊すとのことで、始末書付きとなっております。4番、上久我における●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、申請地は周囲を田、畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。続いて4ページをご覧ください。5番、上殿町における●●申請の駐車場への転用ですが、申請地は周囲を田、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し業務上必要な施設に該当します。6番、上奈良部町における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用ですが、申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、深津における●●申請の駐車場への転用ですが、申請地は周囲を畑、山林、駐車場及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し業務上必要な施設に該当します。5ページをご覧ください。9番、南上野町における●●さん申請の営農型太陽光発電設備への一時転用ですが、申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地です。営農型の太陽光発電設備ということで、太陽光発電設備の下では櫛を栽培する予定です。また申請地は農振農用地ではありますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和9年までの3年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられており、その後も同事業を継続する場合には、再度転用許可申請を行う必要があります。10番、南上野町における●●さん申請の園芸用土採取への一時転用ですが、申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地で農振法上の農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するものであります。11番、口栗野における●●申請の太陽光発電設備への転用ですが、申請地は周囲を田及び雑種地に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。12番、下粕尾における●●申請の駐車場への転用ですが、申請地は周囲を田、畑、雑種地及び道路に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、5条転用11件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎安生芳子委員 去る1月11日に、私と柴田委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の

5名で現地調査を行ってきました。農地法第5条第1項の許可申請について現地調査結果の報告を行います。1番、武子の件は、北中学校の北側のところで、売買による太陽光発電設備への転用です。問題は無いと見てまいりました。2番、板荷の件は、板荷コミュニティセンターから北東へ約200mのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。問題は無いと見てまいりました。3番、板荷の件は、板荷コミュニティセンターから西へ約2.3kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。現在は納屋が建っておりまして、始末書が必要と見てまいりました。4番、上久我の件は、上都賀准看護学校から南西へ約600mのところ、太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題は無いと見てまいりました。5番、上殿町の件は、鹿沼市消防本部から南へ約300メートルのところ、駐車場敷地への転用です。障がい児施設に隣接したところで、周囲の状況から問題は無いと見てまいりました。6番、上奈良部の件は、北押原コミュニティセンターから南東へ約1.2kmのところ、一般住宅への転用です。分家ということで問題は無いと見てまいりました。

◎柴田 忠委員 8番は、鹿沼工業団地の一番南側、さつきロードに行くところです。工業団地の造成に伴いまして駐車場の拡張ということで、問題は無いと思われまます。9番、南上野町の件は、営農型太陽光発電設備への一時転用ということで、事務局の説明のとおり問題は無いと思います。10番は9番の太陽光の申請地の近くで、一時的な園芸用土の採取ということですが、問題は無いと思います。11番、口栗野の太陽光発電設備への転用は、口栗野の桑楓台団地入口の少し南ですが、これにつきましても問題は無いと見てまいりました。12番の駐車場ですが、●●というお寺の入口の県道に隣接したところで、お寺の駐車場とのことです。こちら問題無いと思います。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番、武子の件は、北中学校の北側で周囲は畑、また西側には既設の太陽光発電設備等があるところになります。問題無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

◎竹沢 靖委員 2番の件は、埼玉県の●●さんからの売買になります。●●さんは既に埼玉県に移住してしまして、板荷には親戚の方も誰もいらっしやいません。ということで、こちらの土地を売買という形で処分したいということで申請が上がってまいりました。何ら問題無いと思いますので承認の程よろしくお願ひしたいと思ひます。3番の件は、事務局、現地調査員の報告のとおり、まだ納屋が建っておりますので始末書が提出されております。2月までには取り壊すということなので、ご承認の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小林和夫委員 4番の件は、売買という形での太陽光発電設備への転用です。一人暮らしの女性が住む自宅のすぐ隣の農地なのですが、管理がしきれないということで太陽光の事業者に売りたいということです。問題は無いと思ひますのでご承認のほどをよろしくお願ひいた

します。

◎仲田裕子委員 5番の上殿町の件は、●●さんから●●への売買ですが、●●さんは●●の取締役であり、障がい児通所施設の駐車場が手狭になったため東側に増設したいとのことです。ご承認のほどを宜しくお願いいたします。6番、上奈良部町の件は、●●さんから●●さん、●●さん夫婦への使用貸借権設定による一般住宅のための転用です。●●さんと●●さんは親子関係でありまして、将来のことも考え実家の前の農地に住宅を建築したいとのことです。ご承認のほど宜しくお願い致します。

◎松井研吉委員 8番、深津の件ですが、上石川の●●さん、●●さんご夫妻から●●への賃借権設定による駐車場敷地への転用です。事務局と現地調査の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎小平敏男委員 9番、南上野町の件は、●●さんから●●さんへの賃借権設定です。議案第1号でも話が合った内容です。営農型太陽光発電設備を設置するため6,221㎡のうちの2,04㎡の一時転用ということで、パネルの下では榊を栽培するということです。ご承認の程よろしくお願いいたします。10番の南上野町の件は、●●さんから●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。特に問題無いと思いますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

◎神山卓也委員 11番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから福岡県の●●への売買による転用です。桑沢という沢に入った山あいの場所で、周囲にも太陽光発電がいくつか出来てるところです。問題は無いと思いますのでよろしく申し上げます。

◎金子重博委員 12番、下粕尾の件は、宇都宮市の弁護士●●さんから、下粕尾の宗教法人●●への売買による駐車場への転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から6番及び8番から12番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年1月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新

規の利用権設定が2件、2筆、4,100㎡となっております。議案書7ページから8ページをご覧ください。利用権の更新が6件、10筆、20,505㎡となっております。議案書9ページをご覧ください。所有権移転が5件、6筆、15,489㎡となっております。これら合計13件、18筆、40,094㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします

◎議長は、議案第4号について1番から13番について質問、意見を求めたが、質問や意見がないため1番から13番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後17時40分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年1月24日

議 長

署名委員

署名委員
